

AWAJI スポーツ少年団規約

第1章 総則

第1条 名称

団名称はAWAJI スポーツ少年団(以下本団とする)とし、サッカーチーム名を VALENTE FC とする。

第2条 事務所

本団事務所は、団長宅におく。

第3条 目的

- 地域に根差した場づくりを皆と共に担う。
- 技術や勝つことだけにこだわらず競技を楽しみ、みんながお互いを尊重する真の ONE TEAM となる。

第4条 活動

本団は第3条の目的を達成するために、次の活動を行う。

- (1) 学年別の練習指針に基づく指導
- (2) 団が必要と定めた大会及び行事等の開催
- (3) スポーツ少年団及び他団体が主催する行事への参加

第5条 組織

本団は次の者をもって組織する。

- (1) 団員
- (2) 保護者
- (3) 役員
- (4) コーチ
- (5) 支援者（個人、団体）

第6条 役員

本団は次の役員を置く。

【AWAJI スポーツ少年団】

- (1) 団長 1名
- (2) 副団長 1名
- (3) 書記 1名
- (4) 会計 1名

- (5) 会計監査 1名
- (6) 事務局 1名

第7条 役員の仕事

役員仕事は、次の通りとする。

- (1) 団長は、団を代表し、運営の最終決定権を有して団務を総括する。
- (2) 副団長は、団長を補佐し団長不在時にその業務を代行する。
- (3) 書記は、団の会議の議事録を作成し管理する。
- (4) 会計は、団の会計事務を行う。(団行事内容により別途会計を置く場合がある)
- (5) 会計監査は、団の会計監査を行う。
- (6) 事務局は、団内の連絡と渉外に関する事務処理並びに団備品管理等を行う。

第8条 役員の選任

役員は、団組織の中から総会で選任する。また、役員は兼務できるが会計は会計監査を兼務できない。

第9条 役員の任期

役員の任期は、毎年4月1日から翌年3月末日までの1年間とする。又、役員に欠員が生じた場合は第8条に従い速やかに選任する。後任者は前任者の残任期間の業務を行う。

第2章 団員及び保護者

第10条 団員

団員は、地域の年中から小学生までを対象とし、入団を希望して認められた者。

第11条 入団手続き

入団希望者は、保護者と共に団の目的と理念を十分に理解し自覚を持って積極的に活動に参画する。入団手続きは所定の申込書を提出する。又はHP内の申込フォームより申請する。団長が最終入団の可否を決定する。

第12条 退団手続き

次の者は、団籍を剥奪する。尚、退団に際しては未納団費等を精算することとし、納入済みの団費については返金しない。

- (1) 第10条に定める団資格が消滅した者。
- (2) 団の秩序を乱し、役員会で団員として相応じないと認められた者。
- (3) 団員の保護者から退団の申し出があった者。
- (4) 無届けで、連続して3ヶ月以上休み、役員会で退団と決定した者。

(5) 無届けで、連続して3ヶ月以上団費を滞納し、役員会で退団と決定した者。

第13条 休団

団員の保護者より、文章にて休団の申し出があり、それを団長が適当と認めた場合に承認する。尚、休団期間中の団費は徴収しない。但し、未納分は精算しなくてはならない。また納入済みの団費については返却しない。

第3章 コーチ

第14条 コーチ

役員会は本団の目的に賛同する者で JFA または JSPO の資格を有する者をコーチとして選任する。また資格取得を条件としてコーチを補佐するアシスタントを任命する。

- (1) コーチ
- (2) アシスタント

第4章 支援者

第15条 支援者

支援者は一般個人又は団体で本団の目的に賛同し、役員会において必要性が認められ参加活動する者をいう。

第5章 会議

第16条 会議

本団の会議は、次の通りとする。

- (1) 総会
- (2) 役員会
- (3) コーチ会

第17条 総会

総会は、保護者、役員、コーチ、支援者で構成し、通常、臨時の2種とする。通常総会は、年2回(期初、期末)を原則とし、団長が招集する。臨時総会は、団長及び役員会が必要と認めた時、団長が招集する。総会の議長は、団長が務め、団長に支障がある際は、副団長が代行する。

第18条 役員会

役員会は、団長が招集し次の事を行う。

- (1) 団長が議長を務める。
- (2) 総会に付議する事項、その他団務の執行に関する重要事項を審議する。
- (3) 緊急を要する事項については、総会に代わり決議する。但し、この決議は、次の総会に提出し、承認を得なければならない。

第19条 コーチ会

コーチは、必要に応じてコーチ会議を開催する。

- (1) 団長が議長を務める。
- (2) 指導指針を作成する。
- (3) 対外試合の計画を作成する。
- (4) 団員の力量を評価し練習内容の検討を行う。

第20条 会議での決定

会議決定は、役員会がアジェンダを作成し次に定める手続きにより行う。

- (1) 総会は、定足数を3分の2以上とし、出席者の過半数賛否によって可決する。可否同数時は、議長がこれを決定する。
- (2) 総会以外の会議は、定足数を3分の2以上とし、出席者の過半数の賛否によって可決する。但し、可否同数の時は、議長がこれを決定する。

第6章 会計

第21条 団費等

本団の収入における勘定科目は次をもって設定する。尚、寄付金を除く金額については総会で承認を得る。

- (1) 団協力費
- (2) 寄付金

第22条 予算

本団の予算は役員会で審議の上、総会で承認を受ける。

第23条 会計監査

本団の決算は、会計監査を受け、総会で承認を受ける。

第24条 会計年度

本団の会計は、4月1日から翌年3月末日迄とする。

第7章 その他

第25条 傷害保険の加入

団員及びコーチは、活動中に於ける不測の傷害に備えて、全員傷害保険に加入する。団員及びコーチの活動中に於ける傷害に対し、傷害保険の範囲以外は、一切責任を負わない。

第26条 怪我等の責任

団員及びコーチ、参加者の活動中に於ける怪我については、本団はその責任を一切負わない。但し、応急手当は誠意をもって行う。

第27条 講習会等の参加

コーチをはじめ本団構成員は、スポーツ少年団が主催する講習会や勉強会等に積極的に参加する。参加費等については、本団が負担するかどうか役員会により決定する。

第28条 規約等の遵守

団員、コーチ、役員及び支援者は、全ての規約、心得、学校施設規約、大阪府高等学校施設使用規約等一切を遵守する。また区役所、学校よりの要請があった場合従う。

第29条 移動時の責任

団員は、各家庭の責任において集合場所に集合する。引率時の事故については、団及び引率者は一切その責任を負わない。又、他人の車等に便乗中の事故についても、団及び車等所有者、運転者は一切その責任を負わない。但し、事故などの場合、応急手当は、誠意をもって行う。

第30条 練習時の体制

コーチ1名以上と、その他に救護班(保護者等) 1名以上で対応する。

第31条 規約の疑義

本団規約に疑義が生じた時は、原則として役員会にて改廃を検討し総会に諮り決定する。

第32条 規約の改定

本団規約の改定は、役員会から提起し、総会(通常、臨時)にて3分の2以上の承認を得て行う。尚、委任状にて決議参加も有効とする。

(附則) この規約は令和4年4月1日から施行する。